で除して得た数」に改め、同条第九項中「0.0588」を「0.0635」に、「0.3」を「0.1」に、「－8.03」を「－8.56」に、「3.855」を「3.940」に、「平成20年度」を「平成21年度」に、「平成21年３月31日」を「平成22年３月31日」に、「平成17年度」を「平成18年度」に、「平成18年３月31日」を「平成19年３月31日」に、「－42.74」を「－53.48」に、「－24.45」を「－29.41」に、「－15.41」を「－14.90」に、「－0.603」を「－1.417」に、「0.396」を「0.165」に、「0.701」を「0.690」に改め、同条第十項中「0.2198」を「0.2420」に、「0.3」を「0.1」に改める。

第十一条の十一第十一項中「4.26」を「3.00」に、「0.24」を「0.28」に、「Ｂ林業」を「Ａ農業、林業のうち林業」に、「Ｃ漁業」を「Ｂ漁業」に改め、同条第十一項中「0.4926」を「0.4912」に、「0.3」を「0.1」に改め、「統計法第14条により」を削り、「0.962」を「0.959」に、「平成22年３月31日」を「平成23年３月31日」に、「平成22年度分」を「平成23年度分」に、「平成22年４月２日以後」を「平成23年４月２日以後」に、「平成22年４月１日以前」を「平成23年４月１日以前」に改め、同条第十三項中「0.9779」を「0.9770」に、「0.0221」を「0.0230」に、「4.800」を「4.750」に、「92.4」を「92.5」に、「3.800」を「3.750」に改め、同条第十四項中「0.0898」を「0.0877」に、「0.4944」を「0.4823」に、「相模原市」を「熊本市」に改め、「若しくは市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号。以下「合併特例法」という。）第２条第２項の市町村」を削り、「平成18年４月１日から平成23年３月31日まで」を「平成19年４月１日から平成24年３月31日まで」に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」を「激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」に、「平成21年」を「平成22年」に改め、「（平成22年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省告示第１号に限る。）」を削り、「4.834」を「0.617」に、「180千円」を「170千円」に、「10.0」を「－2.2」に、「平成10年度」を「平成11年度」に、「平成22年度分」を「平成23年度分」に、「平成22年４月２日以後」を「平成23年４月２日以後」に、「平成22年４月１日以前」を「平成23年４月１日以前」に、「0.529」を「0.507」に、「第一次産業就業者数を第一次産業就業者数、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数」を「国勢調査令によつて調査した平成22年10月１日現在における第一次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちＡ農業、林業及びＢ漁業の数の合計数をいう。以下この項において同じ。）、第二次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちＣ鉱業、採石業、砂利採取業、Ｄ建設業及びＥ製造業の数の合計数をいう。）及び第三次産業就業者数（産業分類別就業者数のうちＦ電気・ガス・熱供給・水道業、Ｇ情報通信業、Ｈ運輸業、郵便業、Ｉ卸売業、小売業、Ｊ金融業、保険業、Ｋ不動産業、物品賃貸業、Ｌ学術研究、専門・技術サービス業、Ｎ生活関連サービス業、娯楽業、Ｏ教育、学習支援業、Ｐ医療、福祉、Ｑ複合サービス事業、Ｒサービス業（他に分類されないもの）、Ｓ公務（他に分類されるものを除く）及びＴ分類不能の産業の数の合計をいう。）」に、「0.048」を「0.040」に改め、同条第十五項中「0.2035」を「0.1987」に、「0.3」を「0.1」に、「平成20年」を「平成21年」に、「平成17年」を「平成18年」に改め、「統計法第14条により」を削り、「21.68」を「23.66」に、「12.71」を「14.33」に、「8.44」を「10.08」に、「0.155」を「2.382」に、「0.345」を「1.693」に、「0.712」を「1.520」に、「平成22年度分」を「平成23年度分」に、「平成22年４月２日以後」を「平成23年４月２日以後」に、「平成22年４月１日以前」を「平成23年４月１日以前」に、「0.1482」を「0.1447」に、「33.62」を「18.96」に、「1.010」を「0.820」に、「事業所・企業統計調査によつて調査された平成18年10月１日」を「経済センサス基礎調査によつて調査された平成21年７月１日」に、「平成16年６月１日」を「平成18年10月１日」に、「0.1163」を「0.1136」に、「142.86」を「156.33」に、「1.271」を「1.391」に、「平成17年10月１日」を「平成22年10月１日」に、「平成12年10月１日」を「平成17年10月１日」に、「19.12」を「15.93」に、「10.067」を「8.018」に、「0.1333」を「0.1301」に、「0.40」を「0.35」に、「0.940」を「1.020」に、「平成21年４月１日」を「平成22年４月１日」に、「平成22年３月31日」を「平成23年３月31日」に、「平成18年４月１日」を「平成19年４月１日」に、「平成19年３月31日」を「平成20年３月31日」に改める。

第十二条第二項の表都道府県の項第一号中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同項第二号中「Ｃ漁業」を「Ｂ漁業」に改め、同表市町村の項第二号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に、「四十九」を「四十六」に、「五十円」を「四十七円」に改め、同項第四号中「平成十七年十月一日現在」を「平成二十二年十月一日現在」に改め、同条第三項を削り、同条第四項の表都道府県の項第一号中「0.408」を「0.394」に、「0.477」を「0.473」に改め、同項第二号中「0.695」を「0.733」に、「0.305」を「0.267」に、「0.169」を「0.138」に、「8.273」を「9.231」に改め、同項第三号中「2.252」を「2.183」に、「16.021」を「15.313」に、「0.34500」を「0.34639」に改め、同項第四号中「0.252」を「0.244」に、「0.101」を「0.098」に改め、同表市町村の項第一号中「16.6」を「17.2」に、「5.0」を「5.2」に、「0.49」を「0.48」に、「1.30」を「1.31」に、「1.74」を「1.76」に、「0.06」を「0.07」に、「0.12」を「0.14」に改め、同項第二号中「昭和62年度」を「昭和63年度」に、「昭和57年度」を「昭和58年度」に、「昭和61年度」を「昭和62年度」に改め、同項第三号中「2.230」を「2.238」に、「5.170」を「5.022」に、「3.260」を「3.203」に、「2.319」を「2.303」に、「2.171」を「2.277」に改め、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項の表市町村の項第一号中「234」を「228」に、「224」を「222」に、「328」を「325」に改め、同項を同条第四項とする。

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式を次のように改める。

算式

$$\frac{\sum_{n=4}^{20}(B_n\times C_n)+\sum_{n=4}^{13}(D_n\times E_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(F_n\times G_n)}{+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=12}^{20}(J_n\times K_n)+\sum_{n=21}^{22}(L_n\times M_n)+}$$

$$\frac{\sum_{n=21}^{22}(N_n\times O_n)+\sum_{n=21}^{23}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=21}^{23}(R_n\times S_n)+T_n}{2{,}013{,}000\text{円}\times A}$$

$$\times U_n+V_n\times W_n+\sum_{n=15}^{22}(X_n\times Y_n)+\sum_{n=21}^{22}(Z_n\times AA_n)+$$

$$\frac{AB_n\times AC_n+AD_n\times AE_n+AF_n\times AG_n+AH_n\times AI_n+AJ_n}{\times AK_n}$$

第十二条第六項の表都道府県の項第一号算式の符号B_n中「除く。）」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号C_5を削り、同号算式の符号C_4中「0.018」を「0.017」に改め、同号算式の符号C_5中「0.018」を「0.017」に改め、同号算式の符号C_6中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号C_7中「0.021」を「0.020」に改め、同号算式の符号中「$C_{13}=0.022$」を「$C_{13}=0.021$」に、「$C_{20}=0.005$」を「$C_{20}=0.020$」に改め、同号算式の符号D_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号E_4中「0.012」を「0.011」に改め、同号算式の符号E_5中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号E_{11}中「0.022」を「0.021」に改め、同号算式の符号F_n中「の額」の下に「に相当する額」を加え、同号算式の符号中「$G_{20}=0.005$」を「$G_{20}=0.020$」に改め、同号算式の符号H_n中「係るもの（」を「係るものの額（」に、「得た地方債」を「得た地方債の額」に、「限る。）の額」を「限る。）」に改め、同号算式の符号I_5中「0.072」を「0.070」に改め、同号算式の符号I_n中「0.013」を「0.012」に改め、同号